

## 個別漁業権に係る休業中の漁業許可の取扱方針

宮崎県農政水産部

個別漁業権に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による休業中の漁業許可（以下「許可」という。）については、法令に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

### （漁業の内容）

第1 許可を受けて営むことができる漁業の内容（漁場の位置及び区域、漁業の種類及び名称並びに漁業時期をいう。以下同じ。）は、法第87条の規定により届出のあった休業届に係る個別漁業権の内容と同一とする。

### （許可の有効期間）

第2 許可の有効期間は、法第87条の規定により届出のあった休業届に係る休業期間の範囲内で知事が別に定める期間とする。

### （許可の手続）

第3 知事は、許可をしようとするときは、許可の内容、許可の有効期間及び許可を申請すべき期間を県ホームページに公示する。

2 前項の申請すべき期間は、1月以上で知事が別に定める期間とする。

3 許可の申請があったときは、知事は、法第88条第2項の規定により、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可を申請した者（以下「申請者」という。）に対しては、知事は、申請者が法第72第1項各号のいずれかに該当する場合又は法第88条第3項に該当する場合を除き、許可を行う。

5 申請者の数が複数の場合は、前項の規定にかかわらず、第4に定める許可の基準により許可をする者を定める。

### （許可の基準）

第4 許可の基準は、次の（1）から（2）の順序で優先し、さらに各号で同順位が複数のときは公正な方法でくじを行い許可をする者を定める。

（1）下記のア及びイを満たす者の申請

（2）その他の者の申請

ア 地域の漁業者との調和的発展及び地元の水産物流通や加工に与える影響の観点から、全ての関係漁業協同組合（※）からの推薦が得られていること

イ 事業計画書において、生産量の維持増大、漁業所得の維持向上及び地域における就業機会の確保が図られていること

※ 関係漁業協同組合とは、許可に係る漁場の区域が重複する共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合又は法第87条の規定により届出のあった休業届に係る漁業権者が当該休業期間の始期までの1年間に主に水揚げした卸売市場を開設している漁業協同組合のうち、それぞれ該当する漁業協同組合をいう。

(申請書の様式並びに申請書に添付すべき書類)

第5 申請書の様式及び申請書に添付すべき書類を次のとおり定める。

- (1) 申請書の様式 別記様式第1号
- (2) 申請書に添付すべき書類 別表

(許可証の様式)

第6 許可に係る許可証の様式は別記様式第2号により定める。

(資源管理の状況等の報告の様式)

第7 法第88条第4項で準用する法第90条の規定による報告の様式は、別記様式第3号により定める。

(その他)

第8 法令及び本取扱方針に定めのない事項については、知事が別途定める。

附 則

この方針は、令和3年8月30日から施行する。

## 別表

添付書類	申請者		備考
	法人	個人	
事業計画書	○	○	
法第72第1項第2号から第4号のいずれにも該当しない旨の誓約書	○	○	
漁具敷設図・見取図	○	○	
関係漁協の推薦書	○	○	該当する場合に添付
関係漁業権者の同意書	○	○	
現住所を証する書類		○	
漁業に関する職歴		○	
事業所の名称及び所在地		○	
定款、規約及び登記簿謄本	○		
当該法人の事業歴並びに構成員又は社員の職歴及び出資状況	○		
組合員、社員又は株主名簿	○		
従業員名簿	○	○	
共同申請に関する書類	○	○	該当する場合に添付
その他知事が必要と認める書類	○	○	

別記様式第1号（用紙の大きさは日本工業規格A4とする。）

休業中の漁業許可申請書

宮崎県知事 殿

住所（法人にあつては事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称又は代表者氏名） 印

第 号 漁業権について、漁業法第88条第1項の規定により、当該漁業権の内容たる漁業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 漁場の位置及び区域
- 2 漁業の種類及び名称
- 3 漁業時期

別記様式第2号（用紙の大きさは日本工業規格A4とする。）

シレイ ー

住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった 第 号 漁業権に係る休業中の漁業許可  
については、漁業法（昭和24年法律第267号）第88条第1項の規定により次の条件を付け  
て許可します。

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○

- 1 漁場の位置及び区域
- 2 漁業の種類及び名称
- 3 漁業時期
- 4 許可の有効期間
- 5 その他の条件

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から  
起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日  
の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として、処分の取消しの訴えを提起  
することができます。

宮崎県知事 殿

住所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称又は代表者氏名)

漁業法第88条第4項で準用する同法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条の規定により、資源管理の状況等について、報告します。

- 1 許可番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取組の実施状況
- 5 漁場の活用の状況
- 6 その他 (漁場利用の状況等)

参考様式

事業計画書

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

1 漁業操業計画 ※各漁業種類ごとに操業期間を矢印で記入すること。

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〇〇漁業												
〇〇漁業												
〇〇漁業												

注：今回申請分も記入のこと。

2 漁業収支計画

漁業種類		〇〇漁業	〇〇漁業	〇〇漁業
項目				
漁獲物の種類				
操業期間				
操業日数				
航海数				
乗組員数		( )	( )	( )
漁獲予定量				
漁獲予定額				
所要経費	燃料費			
	労務費			
	その他の直接費			
	間接費			
	合計			

注：乗組員数には、地元雇用者の数を括弧内に明記すること。

参考様式

適格性に関する誓約書

年 月 日

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印

漁業法第 72 条第 1 項第 2 号から第 4 号に定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員等であること。
- 2 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。